



## 水際取締りに係る協力に関する覚書

知的財産侵害物品等の法令で輸入が禁止されている物品の国内流入は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に関係する全ての当事者の利益にとって有害であること、そして、国内流入の防止に向けて関係する当事者の協力関係の強化が重要であること

知的財産侵害物品等の国内流入を防止するため、税関が水際取締りの強化を必要としていること

税関とアマゾンジャパン合同会社（以下「アマゾン」という。）との協力関係の強化が、知的財産侵害物品等の水際取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係は、アマゾン、その取引先企業及び顧客等合法的に貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

を認識のうえ、知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力のために財務省関税局とアマゾンは次のとおり合意した。

- (1) 税関とアマゾンとの協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
- (2) 税関及びアマゾンが抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。

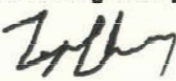
なお、この覚書は法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2022年6月21日

財務省関税局長

阪田 渉

アマゾンジャパン合同会社社長

DocuSigned by:  
  
9712FB787B8B4D5...  
Jasper Cheung